

## 事業評価書（事前）

| 事務事業名   |         | キャリア形成促進助成金  |
|---------|---------|--|
| 事務事業の概要 | (1)目的   | 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発に係る取組みを支援する事業主に助成を行うことにより、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進を図る。   |
|         | (2)内容   | 目標が明確化された教育訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティングに係る体制整備を行う事業主に対して必要な助成（経費・賃金の1/4（中小企業は1/3））を行う。<br><div style="text-align: right;">要求額 7,671百万円</div>  |
|         | (3)達成目標 | 事業主による体系的・計画的な教育訓練等の取組みの向上<br>労働者によるキャリア形成の取組の向上   |
| 評価      | (1)必要性  | <p>[国民や社会のニーズに照らした妥当性]</p> <p>本制度は、「今後の職業能力開発の在り方について（建議）」（平成12年12月7日、中央職業能力開発審議会）における、「労働者のキャリア形成を支援するため、能力開発関係の給付金制度について、教育訓練の実施、職業能力評価等が効果的に組み合わせられた職業能力開発を促進、支援するという新しい視点から見直す必要がある」との指摘を踏まえ創設されたものであり、労働者の自発的な職業能力開発を促進することにつながるものであり、必要。</p> <p>[公益性]</p> <p>事業主による長期的な観点からの人材育成に対する取組を支援することは、労働者の自発的な能力開発の促進のみならず、社会全体としての生産性や国際競争力の向上につながるものであり、公益性を有する。</p> <p>[官民の役割分担]</p> <p>本事業は全国的な実施体制の確保が必要であること、非採算的な事業であること、公平かつ公正な事業運営が要求されること等を考慮すると公的機関が行うことが適当である。</p> <p>[国と地方の役割分担]</p> <p>助成金の支給を全国一律に行うために、国が実施することが適切である。</p> <p>[民営化や外部委託の可否]</p> <p>全国的な実施体制の確保が必要であること、非採算的な事業であること、公平かつ公正な事業運営が要求されること等を考慮すると、民営化は困難である。また、従前より助成金の支給事務を行い、そのノウハウを有する雇用・能力開発機構に支給事務を委託することにより、効率的な事業運営が見込まれる。</p> <p>[緊要性の有無]</p> <p>労働者の自発的な職業能力開発に対する事業主の支援を促進することによって、雇用の安定・拡大を図るものであり、緊要性がある。</p> <p>[他の類似施策（他省庁分を含む）]</p> <p>なし</p> |
|         | (2)有効性  | <p>[今後見込まれる効果]</p> <p>労働者のキャリア形成の向上、事業主の体系的・計画的な教育訓練等の取組みの向上の結果、労働者の職業能力の開発・向上が促進され、ひいては社会全体として生産性や国際競争力の向上が見込まれる。</p> <p>[効果の発現が見込まれる時期]</p> <p>本事業を推進することにより、上記のような効果を得ることができると見込まれるが、これらの効果には、本事業以外の多種多様な要素が関連することから、その発現の時期を特定することは困難である。</p>  |
|         | (3)効率性  | <p>[単年度の費用]</p> <p>7,671百万円（1年当たりの費用。恒常的な費用。）</p> <p>[手段の適正性]</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| (4)その他<br>(公平性・優先性<br>など) | <p>労働者の自発的な職業能力開発を促進するためにはの事業主による支援が必要であることから、当該事業主に対して、経費、賃金の一部を助成金として直接的に支援することは、効果的かつ効率的であり、手段として適正である。</p> <p>[効果と費用との関係に関する分析]</p> <p>本事業は、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進を図るために国と事業主が適切な費用分担の下に、実施するものであり、投下する資源量に見合った効果を得ることができるものと思料する。</p> <p>・雇用保険特別会計を財源とする本事業の対象者は、職業能力の開発を実施する雇用保険適用事業所であり、特定の対象を優遇するものではなく、公平性がある。</p>  |
| 関連事務事業                    | <p>キャリア形成支援コーナーによる相談援助事業（同事業による企業外におけるキャリア形成の促進と本事業による企業内におけるキャリア形成の促進により、労働者の自発的な職業能力開発を一層効果あるものとする。）</p>   |
| 特記事項                      | <p>[各種政府決定との関係及び遵守状況]</p> <p>）平成13年6月26日の「産業構造改革・雇用対策本部中間とりまとめ」において、「能力開発に関する事業主助成制度を見直し、労働者の自発性を活かした訓練に取り組む事業主への支援等個人の主体的な能力開発を支援する方向で早期に制度を整備する。」とされている。</p> <p>）平成13年6月26日の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」において、「職業能力開発については、IT教育訓練などの充実を図るとともに、それが十分に活用されるよう、自己啓発支援等の仕組みを強化する。」とされている。</p> <p>）平成13年5月の第7次職業能力開発基本計画において、企業内におけるキャリア形成支援システムを整備するため、「事業主がキャリア形成支援を行うことができるよう情報提供、相談、助成金支給等の援助を行う。」とされている。</p> <p>[予算の執行状況（不要、繰越）]</p> <p>なし</p> <p>[スクラップ・アンド・ビルトについての考え方]</p> <p>本事業の開始に当たっては、既存の助成金制度の整理・統合を図っている。</p> <p>[会計検査院による指摘]</p> <p>なし</p> <p>[総務省による行政評価、行政監察の状況]</p> <p>なし</p> <p>[国会による決議等の状況]</p> <p>）平成13年3月30日の衆議院・厚生労働委員会の「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に対する付帯決議」において、「本改正により、雇用政策の柱の一つである労働者が安心して働ける社会を構築するため、雇用保険の充実と並んで自発的な職業能力開発の促進を図るとともに、雇用の維持及び安定施策が後退することのないよう努めること」とされている。</p> <p>）平成13年4月12日の参議院・厚生労働委員会の「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に対する付帯決議」において、「本改正により、雇用政策の課題である労働者が安心して働ける社会を構築するため、自発的な職業能力開発を支援するとともに、ミスマッチによる構造的な失業の解消に努め、雇用の維持安定を図ること」とされている。</p> |
| 主管課及び関係課                  | <p>(主管課) 職業能力開発局 育成支援課</p>   |